

第三十八回 参議院商工委員会會議録第二十八号

昭和三十六年六月二日(金曜日)

午後一時三十八分開会

五月三十日委員横山フク君辞任につき、その補欠として大泉寛三君を議長において指名した。

五月三十一日委員阿貝根登君辞任につき、その補欠として相澤重明君を議長において指名した。

六月一日委員相澤重明君辞任につき、その補欠として阿貝根登君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 劍木 幸弘君
理事 川上 為治君
古池 信三君
榎 繁夫君
牛田 寛君

委員

赤岡 文三君
大泉 寛三君
大川 光三君
岸田 幸雄君
小林 英三君
斎藤 昇君
鈴木 万平君
山本 利壽君
阿貝根 登君
岡 三郎君
近藤 信一君
中田 吉雄君
吉田 法晴君
向井 長年君
加藤 正人君

衆議院議員

岡本 茂君
中村 重光君
池田正之輔君

政府委員

科学技術庁 島村 武久君
長官官房長 樋 文吉君
科学技術庁 原子力局長 始関 伊平君
通商産業省 政務次官 松尾 金蔵君
通商産業省 企業局長 柴田 栄君
労働政務次官 柴田 栄君
事務局側 常任委員 小田橋貞寿君
会専門員 村上 茂利君

説明員

労働省労働基準局労働補償部長 村上 茂利君

本日の会議に付した案件

○割賦販売法案(内閣提出、衆議院送付)

○原子力損害賠償に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○原子力損害賠償補償契約に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(劍木幸弘君) これより商工委員会を開会いたします。

本日は、割賦販売法案、原子力損害賠償補償契約に関する法律案の審査を行います。

最初に、割賦販売法案を議題といたします。これより補足説明を聴取する

のでありますが、本案は、衆議院において修正されておりますので、初めに内閣提出案について政府側より説明を聴取し、引き続き衆議院の修正点について、衆議院における修正案提出者から説明を願うことといたします。

それではまず政府側の説明を聴取することといたします。

○政府委員(松尾金蔵君) 割賦販売法案の大綱につきましては、前に提案理由のときに御説明をいたしておりますが、なお若干の補足説明をさせていただきます。

この法律の目的は、第一条に掲げておりますが、これを要約いたしますと、割賦販売につきまして、その健全な発達をはかることを主眼点とした法律であります。しかし、この第一条の点につきましては、衆議院におきまして、この目的のほか、運用上の配慮として、中小商業者について十分配慮をするようにという点が修正で加えられております。

第二条におきまして、この法律の運用の際の定義が下されておるのでありますが、まず第一に、割賦販売という内容につきましては、第二条の一項におきまして、現在行なわれております割賦販売につきまして、いわば最大公約的な意味の定義を下してあります。

なお、この法律において、割賦販売につきましては、その商品につきましては耐久性を有し、かつ、定型的な条件で販売する商品を別途政令で指定いたします予定に相なっております。

次に、第二条の第三項に掲げております割賦購入あっせんを申し上げますのは、御承知のように、現在チケット販売と称せられておりますものであります。チケットの発行をする者と、そのチケットをもって商品を購入する、いわゆる消費者と、また、そのチケットによって物を販売する、いわゆる加盟店、商店、この三つの関係におきまして、いわゆるチケットによる割賦販売が行なわれておるのでありますが、その内容のものを、ここにおきまして、割賦購入あっせんということと定義をいたしております。

第二章は、割賦販売に関しまして、まず総括的なことを規定いたしまして、そのものであります。第三条と第四条は、主として消費者のために規定せられた内容のものであります。御承知のように、割賦販売は普通の現金売りの場合と違ひまして、その販売条件が違つております。また、その割賦販売契約は、相当長期にわたる契約でございます。そういう意味から第三条におきまして、割賦販売条件を明示をすること。また、割賦販売業者は、割賦販売の契約につきまして書面を交付すること。いずれもこれは割賦販売に関するトラブルをできるだけ少なくするようにならざるを得ないことといたしまして、このような規定を設けてあります。したがって、この両規定は、いずれも罰則を伴わない訓示規定でございます。

なお、第四条につきましては、あとで出て参ります第七条の所有権に関する推定規定等の関係がございます。衆議院の修正におきまして、もし割賦販売業者が所有権の問題につきまして、特別の約束をしております場合には、書面交付の際に、その書面の中に書き込むようにという修正が衆議院で行なわれました。

次に、第五条と第六条でございますが、この二つの規定は、いずれもやはり消費者保護を中心とした内容の規定でございます。

まず、第五条におきましては、現在行なわれております割賦販売におきましては、民法の一般規定の適用を受けず、関係から、また、ある場合には、割賦販売業者がいわゆる特約約款によりまして、割賦販売の際の購入者が支払金の支払いを怠りますと、即日あるいは非常に短期間の間に契約解除ができるような仕組みになっております。しかし、それでは、消費者の保護に欠けるところがあると思われまして、第五条におきまして、特に書面をもって十五日以上の催告期間を置いて、しかも、なお義務が履行されないときでなければ契約解除ができないというふうに、契約解除の制限をいたしております。

さらに、第六条におきまして、そのような手続を経て契約解除が行なわれました場合には、損害賠償の問題が起きてくるわけでございまして、現在いろいろな約款におきまして、しばしば購入者のために不利な約款が行なわれておるようでございますので、第六条におきまして、契約解除の

場合の損害賠償の請求し得る限度を消費者のために設けております。

なお、この第五条、第六条の規定は、いずれもいわゆる強行規定でございます。これらに反する特約等は、いずれも無効になります。第五条、第六条の規定内容が、契約内容として強行される仕組みになっております。

なお、第五条につきまして、衆議院の修正におきまして、先ほど申しました催告期間十五日以上という原案に対して、二十日以上というふうに修正をされております。

なお、第五条の初めの方にございす（購入者のために商行為となる契約を除く。）というカッコ書きがございす。これはいわゆる商人同士の割賦購入契約の場合には、商人同士のことでございすから、一般消費者のよ

うな特別の保護規定を必要としないという意味で除かれていたのでございす。その趣旨においては変わりはない。いまいせんけれども、衆議院の修正におきまして、これを第三項に持つていきまして、読みやすくするような表現上の修正がなされております。

次に、第七条でございますが、第七條は、先ほど第四条に関連して申し上げましたけれども、現在、割賦販売が行なわれております際に、その所有権の移転の時期がいつであるかという点

は、大部分の場合には、約款によりまして、いわゆる賦払い金の全部の支払いが済むまでは所有権の移転はしないというふうに書かれておるのが多いよう

でございますけれども、そうでない場合、また、その場合に関する法律上の解釈には、若干の疑義があるようにあります。そのような疑義があること

によつて、割賦販売に対するトラブルが起りやすいということもありま

しょうし、また、現実に賦払い代金の済まないうちに、かりに購入者の方

が、これに対して不当な処分をした品について、何らかの理由で、これに

対する法律的な攻撃をかけてきたような場合に、割賦販売業者の側からい

うと、これは特約がございす。何れも、その特約に従ひますし、何れ規定にとどまっております。

次に、第八条でございますが、これはここに掲げておりますような場合は、いづれも、いわゆる割賦販売業者

とその購入者との間の利害が相反しないような場合、あるいは全体のこの法律

の仕組みにあつて、割賦販売に對して購入者と販売業者との間の秩序

も、不健全な形に迫り込むような危険がある。そういう場合に、標準条件を公

示をいたしまして、標準条件を公示的なものでございすから、ある一

定の幅を持った標準的なものを示して、健全な割賦販売のよき基準を

示しておきました。もちろんこれ自体には強行するような、強行規定では

ございせんが、そういうよき条件を示すというふうにとどまっております

す。また、そのよき条件が示されたにもかかわらず、なかなかそれが行

なれない、そのために割賦販売の健全な発達に重大な支障を来すとい

ふことがございす。これを、これも強制力はないのでありますけれども、勧告

をするのであります。なお、この第九條におきまして、このよき標準条件の公示をいた

します。このよき標準条件の公示をいたします。このよき標準条件の公示をいた

します。このよき標準条件の公示をいたします。このよき標準条件の公示をいた

します。このよき標準条件の公示をいたします。このよき標準条件の公示をいた

します。このよき標準条件の公示をいたします。このよき標準条件の公示をいた

します。このよき標準条件の公示をいたします。このよき標準条件の公示をいた

します。このよき標準条件の公示をいたします。このよき標準条件の公示をいた

します。このよき標準条件の公示をいたします。このよき標準条件の公示をいた

また十七條におきまして、営業保証金の規定がございす。これも購入者の預けておきます金に対する保証の

ために供託をせよという営業保証金でありますが、その最高額につきま

して、十七條では五十万円と相なつておりますが、これを百万円に修正されて

おります。次に第三章第三十條以下の規定にお

きまして、先ほど申しました割賦購入あつせんに関する規定の条が設けら

れております。いわゆるチケット販売に関する規定でございす。まず、

その第三十條におきまして、チケットの譲り受け等の禁止の規定を設けてお

ります。御承知のように、チケット販売におけるチケットは、文字通り物を

購入あつせん業者と契約を結んでい
る、いわゆる加盟商店に対する保護を
ねらいとしたものであります。この
場合の仕組みは、チケットによつて、
物を売った加盟店は、そのチケットを
もつて割賦購入あつせん業者から代金
の支払いを受けることに相なっている
わけであり、あります。ですから、そ
の場合に、割賦購入あつせん業者の資
力、信用等に瑕疵があり、いわ
ゆる加盟店が不測の損害をこうむる
おそれがある。それに対する保護とい
う意味で割賦購入あつせん業者の資
力、信用等につきまして、登録その他
の制限、監督規定を設けているわけ
であります。

あと雑則、あるいは罰則、この辺
は、特別に御説明を申し上げる必要は
ないと思ひますが、最後の附則のこ
ろにおきまして、この法律は、公布の
日から起算して六ヶ月をこえない期間
に法律施行をするように相なつており
ます。この点につきまして、先ほど申
しましたチケット金融の禁止、この第
三十条の規定との関連におきまして、
これもこの附則第一項の原則で申しま
すと六ヶ月をこえない期間に、この法
律が施行され、その日からチ
ケット金融は禁止をされるわけであり
ます。しかし現在すでにチケット金融
を行なつておられます業者につきま
して、その整理等の問題もあるござ
いまいし、一年という別の修正が衆議院で
設けられたのであります。

以上が、本法案の大要と修正箇所
の御説明をいたしたものであります。

○委員長(柳本幸弘君) 次に、衆議院
の修正点について説明を聴取いたしま
す。

○衆議院議員(岡本茂君) 割賦販売法
案は、割賦販売の健全かつ合理的な発
達をはかるため、その取引秩序を整備
することが目的であります。割賦販
売は事業の性質上、割賦販売業者と
購入者との間に紛争を生じやすいので、
その紛争を除くため十分の配慮を払う
必要があるのであります。他面一般消
費者及び中小事業者の現状は、なおそ
の利益を擁護する必要があるものであ
ります。よつてこれらの観点から、本法
の運用にあつて配慮すべき事項、書
面の記載事項、登録の拒否、割賦販売
審議会及び施行期日等について、所要
の修正を行ふ必要があると考へ、修
正案を提出した次第であります。

おもな修正点について申し上げます
と、第一に、目的に、運用上の配慮を
加へて、この法律の運用にあつては、
割賦販売を行なう中小事業者の事
業の安定及び振興に留意しなければな
らないこととする。

第二に、割賦販売業者が購入者に交
付する書面の記載事項として、所有権
の移転に関する定めがあるときは、そ
の内容を記載すべきこととする。

第三に、登録の拒否事項を追加し
て、通商産業大臣は、百貨店業者(百
貨店法第三条の許可を受けた者)また
は指定商品の製造業者が登録業者とな
ることが、中小事業者の利益を著しく
害するおそれがあると認めるときは、
その登録を拒否することができること
とする。

第四に、新たに割賦販売審議会の章
条を設け、その設置、所掌事務、組織
等について所要の規定を設ける。

また審議会を設置することとしたた
め、公聴会の規定は削除する。
第五に、施行期日は、割賦販売審議
会の規定は公布の日から、証票の譲り
受け等の禁止の規定は公布の日から起
算して一年を経過した日から施行する
こととする。

何とぞ御審議の上、御賛同下さいま
す。御願ひ申し上げます。
○委員長(柳本幸弘君) 以上で、本案
の補足説明を終わつたわけであり、
が、議事の都合により、衆議院の修正
案提出者に対する質疑があれば、この
際行なうことといたします。

御質疑のある方は、順次御発言を願
ひます。

○近藤信一君 御修正の理由は、御説
明によつてよくわかりましたが、な
お、若干の点についてお考えを承つて
おきたいと思ひます。
まず、この修正案の第四案の中に
「所有権の移転に関する定めがある
ときは、その内容」を加へると、こ
ういふことが、私は、従来この点が、一
つの問題であつたかと思ひますが、
それはなぜかと申しますと、
と、往々にして、割賦販売をやる場合
に、契約書を取りかゝす。その契約書
の内容を購入者の方が十分に見ること
なく、捺印して契約書をかわす場合
が、従来の問題が起つた一つの点で
あるかと思ひます。そういう
点で、ここにその内容を加へるとい
ふことをお入れになつたのは、そうい
うふうなことを御心配されて、そ
うしてその内容は、こまごまと、購入

者が読んでもちよつと判断のつかない
ようなことが、従来しばしばあつたわ
けでございしますが、簡潔に、明瞭に、
わかるように業者が内容を明らかにし
た契約書というものが、今後の割賦販
売については重要ではないかと、こ
う私は思ふのですが、そういう点いかが
ですか。

○衆議院議員(岡本茂君) 大体おつ
しやる通りでございます。四条の記載
事項全体が、今おっしゃる意味ででき
ているわけでございます。しかも、原
案では重要な事項である所有権の移転
に関する規定が入つておらない。これ
は七条の留保の規定もあるわけであ
るが、非常に重要なことではござい
ます。これを挿入しなければならぬ、こ
ういうことで修正いたしました。挿入
いたしました次第であります。

○衆議院議員(中村重光君) 私から補
足して御説明申し上げます。
修正案は、共同修正でございますが、
が、この項に關しましては、社会党の
修正案でございまして、第七條に御承知
の通り所有権の留保規定というのがあ
るわけでございます。所有権等の推定
というものは、私が申し上げるまでも
なく、割賦販売によつて、当該物品を
手取りました、代金完済までは販売
業者の所有であつて、ただ購入者は、
占有権を持つに過ぎない、こつういふ
ことであります。が、実際問題といたしま
しては、その品物を買った、そのとき
は、自分のものであるという意識を持
つことは当然であります。しかしなが
ら、そのことは、この法律の第七條に
おいて、これを書いておるといふだけ
であつて、購入者は、その法律をよく

承知いたしております。また販売者
側は、そうした内容を購入者に説明を
するといふことは、まれであらうかと
思ふのであります。

従ひまして、第四條によりましてそ
の販売契約が成立をいたしましたとき
に、書面を交付する、その書面の中
に、第七條による所有権留保の推定が
ありますならば、当然そのことを、こ
こへ明記するといふことが将来にお
いて間違いを起さない道である、こ
うに考えたのであります。私ども
は、第七條の所有権留保の推定は、こ
れを抹殺すべし、このことは、販売者
側にとつて、これがあるといふことに
よつて有利であるのではなからうか、
販売者の立場も考へ、購入者の立場も
考へ、将来トラブルが起らないよう
にといふ点から、るる主張いたしま
した結果は、所有権留保の推定はその
ままとし、第四條による書面交付の際
に、その内容を明かにする、こつうい
ふことに落ちつきましたので、こつうい
ふことにいたしました。

○近藤信一君 次に、第十五條の第三
項をつけ加へられましたことでもあり
ますが、これによりまして百貨店または
メーカーが前払式の割賦販売をしよ
うとする場合に、それが中小事業者の
前払式割賦販売に不利を及ぼしそ
うなときは、その登録を拒否すること
ができるのであります。これは、現在百
貨店やメーカーの前払式割賦販売が、
中小事業者に不利を生ずてゐるので
ございまいし、それと、将来、そ
ういふ事態を生ずるおそれがあるた
めに挿入されたものと思ひますが、あ
るいは現在そのような弊害が起つて

いるために、挿入したものであるかどうかということでございます。

それと申しますのは、現在前払式の割賦販売を行なっておる百貨店やメーカーについて、原則として登録申請があれば、すべてこれを登録してよろしいとお考えになつてゐるかどうか、このことをお伺ひいたします。

○衆議院議員(岡本茂君) この規定を設けた趣旨は、今お読み上げになりましたように、百貨店あるいは製造業者の行なう前払式割賦販売によるこの事業活動が、中小商業者の利益を著しく害するおそれがあるとき、これを防止する、こゝろの意味でございます。今お話し、現在やつておるもの云々というところでございますが、百貨店は、現在その実例がないというのを聞いております。製造業者の方は、先ほど企業局長から説明がございましたように、手編み機あるいはミシンというよりなものに、実例があるのであります。しかし、現状においては、著しく中小商業者の利益を害するという段階には達していないというふうに考へておるわけでございます。むしろ将来、そういうおそれのあることを考へて、この規定を挿入することにした次第でございます。

○衆議院議員(中村重光君) このことに対して、簡単に御説明申し上げてますが、前払式割賦販売というのは、御承知の通りミシン並びに手編み機械程度であります。しかし個別割賦販売におきましては、電気メーカ等を中心としたしまして、最近の割賦販売の動きは、主として大企業が大資本を利用いたしまして、大規模な割賦販売を営んでおるといふことが、伸びている

ところの最大の原因になつておるわけでありまして。この前払式割賦販売を行ないます場合には、これが登録制度になつて参ります。なおまた、この登録制度は、この業務を見ても明らかでないように、法人でなければならぬというところ、それから前払式は金を預かる関係上、その依頼者に対して、購入者に損害を与えないという点から、相当信用度の調査ということが行なわれ、その上に立つて登録を認める、こゝろのことになつて参ります。従ひまして、現在行なつていない大企業の業者としたしまして、あるいは百貨店としたしまして、将来この登録制を利用しないという保証はございません。私どもが、この案を審議いたしました際にも、相当各方面から陳情等がございまして、百貨店も、将来そのような考へがあるように漏れ承りましたし、また製造業者、特に大資本を有するところの製造業者は、この前払式割賦販売を大いに利用しようというようないふ動きがあるというようないふことも承知いたしておるのであります。そのようなことを考へてみると、この登録制を利用して、他を排除するといふ形によつて独占的な態勢を行なつて参りますならば、個別割賦販売そのものが非常に圧迫されてくる。そのことは、中小企業の圧迫ということになつて参ります。

従ひまして、私どもは原則的には、百貨店並びに全国的に網の目のような製造業者は、前払式割賦販売を行なわしめるべきでないというようないふ考へ方も持つのでありますけれども、この前払式の制度そのものは、ただいま私

が申し上げましたように、その前払業者の信用度ということが重点となつて参りますので、この大資本を持つて参るところの製造業者を前払式の割賦販売からはずす、これを認めないというところを打ち出して参りますことは、法体系からいまして矛盾をするといふ。そのような点になつて参るわけでありまして、この修正案に書いておりましたように、百貨店並びに製造業者の登録を認めることによつて、中小企業の圧迫になる、その利益を著しくそこなうといふようなことがあつたと認められるならば、審議会に諮つて、これを拒否するといふような道を開いておく必要があるのではないか、こゝろの修正になつて参つたのであります。

○近藤信一君 百貨店や製造業者が、この前払式割賦販売の登録を申請してやる。そこで特に「中小商業者の前払式割賦販売の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがある」とこゝろ修正されておるのでありますが、この「著しく害するおそれ」といふものを、どの程度で判断をし、どこに基準を置かれた場合に、その登録を拒否することができるか、この点いかがですか。

○衆議院議員(岡本茂君) お答えいたしますが、著しく利益を害するといふことは、非常に困難なことでございまして、最終的には、具体的に申請が出た場合に、これを審査して決定するといふことにならうと思ひます。基準をどこに置かうかといふことでございまして、一応、まあ抽象的にならざるを得ないのじゃないかと思ひますが、中小

商業者の事業と、はなはだしく競合するといふような場合、大体百貨店法に規定のございまして、趣旨でございしますが、そういう場合には、利益を著しく害するのじゃないか、かように考へるわけでございます。

○近藤信一君 私はね、従来法律の中では、字句の書きようがあまり明確なことを書くことを避けておられるが、特に問題は、百貨店それから中小商業者との関係に立つて、こゝろ第三項が入れたわけなんです、やはりこれは中小商業者の保護規定というふうには考えられるわけなんです、ところが、やはり字句の上では「著しく」と判断しているけれども、実際の判断といふことになる、大へんにこれはなかなかむずかしい問題だと私は思ふので

す。そこで、やはり中小商業者の立場からいけば、この利益といふものは非常に少ないから、若干のことでも大きな影響を与える場合があると思ふのです。そういう場合の判定といふものが非常に困難じゃないかと思ひますが、中村さん、この点いかがですか。

○衆議院議員(中村重光君) おっしゃる通りでございます。そこで私どもは、当初は百貨店並びに製造業者につきましては、製造業者並びにその人的資本的支配を有する販売業者、いわゆる小売業者ですね、これも前払式の割賦販売から、はずすべしという修正案を出したのであります。しかし先ほど私が申し上げましたように、この前払式割賦販売というのは、信用のある業者を登録するのだ、登録業者といふのは、そういうものであるが、これが法の体系になつております。

従ひまして、大資本であるからといふことで、この前払式割賦販売をやらせないといふことになつて参りますと、信用力の弱い業者を前払式登録業者に指定しなければならぬといふことで、法体系に矛盾してくるわけでありまして。そういうことからいいたしまして、その法体系を乱さないといふようになつて参りますれば、このようないふ条文にならざるを得なかつたのであります。

ただいま私が申し上げましたようなことで、原則としては、そういうような非常に中小企業を圧迫する、流通秩序といふものをそこなつてくるといふような形は好ましくないのじゃないか、こゝろのこと、実は議論を續けて参りましたが、法体系として、こゝろのことにする以外にない。従ひまして、私どもは私どもの理想としては、ただいま申し上げましたように、中小企業を守つていかなければならぬのじゃないか、これは消費者と販売業者だけの立場を考へる、そういうことが流通秩序をほんとうに健全にしていこうといふことにはならないのじゃないか、大企業と中小企業との関係、これは政策的にはなおりますが、やはりそうした関係等も十分勘案して、法を運営していくといふことが、流通秩序を健全にしていこうという形になるのじゃないか、もろもろの点を社会政策的な立場等から、いろいろ検討いたしましたので、そこで、あつて審議会にゆだねて、審議会が、あらゆる角度から検討して、これは認める、これは認めるべきでない、こゝろのこと、その審議会において、これを決定をしていく、こゝろのようないふことにする以外には、

これは、どうにもやり方がないのじやなからうか。こういうことで、実はこのように非常に疑問を持たれたのであります。確かにこの条文からいいたしますれば、「著しく」といったような点等は問題でありますけれども、要は、あらゆる角度から、これを検討して審議会において判断をしていくというのと以外にはない、このように実は考えた次第であります。

○川上為治君 関連して、今のお話で大企業である百貨店であるとか、あるいは大メーカー、これはよくわかるのですが、ここに書いてある指定商品の製造業者という点になりますと、製造業者の中には、大企業もあれば中小企業もあるのですが、この中小企業の方は、中小企業者と同じような関係なるといいますから、これまで規制するというのは、ちよつとよくわからないうのですが、そこは、どういうわけですか、中小メーカーについては、大企業というわけではないということですか、それとも、中小企業メーカーまで加えてあるのは、何か特別の理由があるのですか。

○衆議院議員(岡本茂君) 大体、流通体系といいたしましては、メーカーから卸、卸から小売というふうに行くのが普通だろつと思ひます。そういう觀念から、一般的に製造業者と書いてあるわけでありまして、精神はおつしやるやうなことで、それ自身が中小製造メーカーであれば、その相手が、つまり圧倒されるべき側の中小業者と、これは同じような立場に立つわけですから、問題は起こらないわけですね。拒否するという事態は生じないと思ひます。

○川上為治君 そうしますと、何かこの審議会で、そういう審議をするときの基準として、そういうものはやはり除くというふうな運営のやり方をやるというふうなことになるのですか。

○衆議院議員(岡本茂君) それは、ただいま考えておりませんけれども、審議会を運営するにあたりましては、この法律で審議会の審議事項として掲げている事項のほかに、今、中村議員からもお答えいたしましたように、この条件とか基準とかというふうなことをあわせて考えるべきだと考えております。

○川上為治君 私は、これは中小の製造業者という一特にまあ中小の中で比較的小の部類に属するようなもので、こういう仕事をするものは、あまりないとは思ひますけれども、しかしやはり、この中小業者とそれから中小のメーカーというものは同じようなものだと思ひますから、これは審議会あたりで審議基準を作つて、それを運用する場合においては、その点を一つ、十分気をつけるというふうなやり方をとつてもならなくちやいかぬだろう、こういうふうな考えているわけなんです。

○衆議院議員(中村重光君) ただいまの御質問の点が、実はこの条項にびつたりするといふやうに御判断願へばいいんじやなからうかと思ひます。初めは大規模製造業者といふことを一応書いてみたのであります。しかしそれういふことも適當ではない。そこで私も、この小さい製造業者、これに前払式割賦販売をかりに認めるといふことになりました場合に、いわゆる著しく小売商に対して影響を与えるといふ

ことにはならないのじやないか、こういうことで、一つ御判断願へば、おのずから審議会の、この問題に対する運営というものは答えが出てくるだろう、このように考えるものであります。

○川上為治君 了解しました。

○近藤信一君 もう一つ、このいただきました第四に、新たに割賦販売審議会の章を設けることになつたわけですね。そこで、ここに書いてありますのは、その設置、所掌事務、組織、任期、勤務、これは省令への委任に関する規定を設けると、こゝにありますけれども、この割賦販売審議会の構成といふことについては触れてないのです。それはどういふところでおきましますか。この点何つておきまします。

○衆議院議員(岡本茂君) 審議会の構成でございまして、大体割賦販売業者とあつせん業者、それに消費者、学識経験者、これらのうちから適任者を選定する、その人員の配分等につきましては全体のバランスを考えて公正を期する、こういう考えでいるわけでありまして。

○近藤信一君 次に、第三十条の証票、すなわちチケットによる金融、これは原案では六カ月の猶予期間をもつて禁止することになつておりました。これを一年の猶予期間といふことに修正されましたが、チケット金融禁止については、いろいろと賛否両論が今まであつたと思ひます。そこで相当問題にされたと思ひますが、この六カ月を一年間の猶予期間といふことにされました理由、これはただ短かいからまあ半年くらい長くすればいいん

じやないか、こういうふうな簡単な理由であるか。それとも、まだほかに何かの理由があつて、この半年間といふことを延ばして修正されましたのかどうか、この点伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(岡本茂君) このチケット金融業者というのは、現在東京、大阪で八百数十名ありまして、その融資の額は七億ぐらゐに達しておるのでございまして。従つて、これを一時に禁止するといふやうなことになるかと、影響するところは、すこぶる大きいのでございまして、これは大部分は回収不能に陥らざるを得ないのじやないか、かゝるに考えるわけでございます。

従つて、これは相当整理期間をおいてやらなければいかぬだろう、その整理期間は半年がいいか一年がいいかといふ問題でございまして、大体チケットをカタとつての金融でございまして、から、実質的な担保もない。従つて、短期の間に回収することは容易でなう。何回もころがしていかなければ回収を完了しないのじやないか、それにはまあ一年ぐらゐの期間を見なければいかぬのじやないかといふことで、こういう修正を加えたわけでございます。

○近藤信一君 私はただ、この三十条のこのチケットの問題で、この期間だけを延ばしたといふことでなくして、これは中村さんもよく御存じだと思ひますが、信販とチケット業者との両者の問題は、いろいろとあつて、両方からも、いろいろと私は陳情があつたと思ひます。

そこで、この三十条の問題については、特にチケット業者は、強く修正を

要求されておつたと思ひますが、この点に触れられていないといふことは、何かそこに問題がありましたか。この修正を触れなかった、他面修正はされましたが、この点については、修正はされなかつたといふ点でございます。

○衆議院議員(中村重光君) やはりチケットを買入れをする、まあこれを担保にして金を借り入れるといふやうなことは、これは正しくない。やはりこれは原案を認めなければならぬと私は考へます。しかし現にチケットを買入れをして、これを担保にして金を貸しているといふ金融業者があるわけでございます。これに對しましては、正月といつた月給取りのボーナスの期間といふこともあるわけですから、そういったやうな点と、これから商売をやらないその整理期間といふ形で、どうしても二回ぐらゐのボーナスの期間といふものがかるやうにしてもらわなければならぬといつたやうな、もろもろの陳情があつたわけなんです。その陳情によつて動かされたといふわけではないのであります。これから新しい營業をやらない、単に整理をするといふことだけであるから、これは半年を一年に延ばすといふことは、この法そのものを乱すことにはならないのじやなからうか、整理期間として、それだけの余裕を与えるといふことは差しつかえないのではないかと、こゝういふ結論に達しまして、半年を一年に延ばしたといふことでござい

ます。

○近藤信一君 最後に、これは修正と、あまり関係ない問題でございまして、付帯決議について、信用保険のこ

とがありますので、これは一体、どう
いう形のものをお考えになつておられ
るか、ついでに教えていただきたいと
思うのです。

○衆議院議員(岡本茂君) 割賦販売業
者が貸し倒れ等のために損害をこうむ
るという場合に、これの損失を補てん
する道を講ずる必要があるわけだ。
これは割賦販売の健全なる発達をはか
るためには必要だと思つておりまし
す。

そこでまず、その補てん制度でござ
います。先ごろ衆議院を通過いた
しました機械類の賦払信用保険制度と
いうものがございしますが、大体まあ、
あれに類似したような方式の保険制度
ということをお考えは考へておるわ
けなんです。

○樺葉夫君 近藤委員もお触れになり
ましたが、一点だけお尋ねをいたしま
す。

この法律は、原案では流通秩序の円
滑化と健全化ということだけがうたつ
てありましたものを、衆議院の方で修
正を願ひまして、第一条の二項とし
て、「この法律の運用にあつては、
割賦販売を行なう中小商業者の事業の
安定及び振興に留意しなければなら
ない」ということが追加せられ、そして
この審議会の制度ということが追加さ
れたのでありますが、従つて、私は、
審議会の構成、その委員は、通産大臣
が任命をし十人となつておりますが、
付帯決議の中で、一般小売商業者並び
に消費者の代表をそれぞれ任命するこ
ととございます。この十名のうち、小売
商業者並びに消費者の代表を、どうい
う比率でお選びになる腹案ですか。相
当数入れなければ——せつかく第一条

に、原案になつた点を御心配になつ
て、中小商業者の事業の安定と振興と
いうことに留意をするようにというこ
とを追加された修正の御趣旨は、私も
賛成であります。そうなりますと、こ
の多くの部分が法令にまかされるわけ
であります。その際に審議会の構成で
すね、小売商業者の代表、消費者の代
表を入れるようにせよというところはご
ざいますけれども、十名のうち、どの
くらいお考えになつておりますか。

○衆議院議員(岡本茂君) その点は、
先ほど近藤委員の御質問に對してお答
えしたときに申し上げたように、この
委員にいたしましては、販売業者、そ
れにあつては消費者、それから消費者、
なお学識経験者を加へると、こういう
ことでございしますが、どの部門から何
名とございまして、まだきまつていない
わけでございます。大体、全体のパー
ランスを見て適正なる配分を行なうべ
きものと、かように考へておるわけ
です。具体的にどんな比率ということま
では決定していません。

○衆議院議員(中村重光君) 当初私ど
の修正案には、人数を書きました。
大体消費者、販売業者が同数、学識経験
者、こういう形で実は修正案を出した
わけでありまして、この種の審議会の法
文化する場合に、そういう區別を書く
ということが、実は例がないのだとい
うような説明等もございした。いろ
いろ注文もつきました。たとえば消費
者代表としては、消費生活協同組合の
代表である、あるいは婦人団体である、
あるいは、販売業者といたしまして
は、チェーン業者である、あるいは、
専門店会も入るわけでありまして、中

小企業の個別割賦である、そのような
人たちが入つてもらう。全体のパーラ
ンスをとつて、この委員の任命をして
もらう、こういうことを強く注文をいた
しました。それで、この中では何名と
いうようなことにいたさなかつたので
あります。

質疑の過程におきましては、そのよ
うな内容でありましたので御了承を願
ひたいと思ひます。

○樺葉夫君 なるほど法律に学識経験
者何名、商業者何名、消費者代表何名
を合せて十名、こういう法律はなか
ましか、それはできにくいだろうと思
いますけれども、せつかく衆議院で御修
正になり、しかも、一条を設けて審議
会の制度を作つて公聴会をはずす、こ
ういうことになれば、その消費者の意
向をこの運用にあつては、やはり十
分取り入れる、小さい業者の意向も十
分にぐみ入れなければならぬ、そうい
うことから一条に對する二項の追加が
あり、さらに今度の審議会の構成など
が行なわれたのでありますから、法律
の条文の中に人数を入れることは、あ
るいは立法技術上できないかも知ら
い、ませんけれども、そういうお話はあ
つてしかるべきだと思ひ、また、御相
談もあつたのだらうと思ひます。

そういうしませんでした、近時、審議会
の委員の任命にあつて、当然入れな
ければならぬ人を入れたなかつたり、
また、従来入つていた者が削られて、
だんだん御用的な内容に変わつてき
つある傾向を見られますから、よほ
どパーランスのとれた審議会構成にしな
ければならぬというのを考へますの
で、これを重ねてお尋ねするわけであ
ります。

○衆議院議員(中村重光君) 先ほど私
が答弁をいたしました通りであります
が、質疑の過程におきましては、そう
いうことが論議されたし、なお、それ
だけで足りないというところで、付帯
決議の中に、特にこのことに對しまし
ては触れたわけでありまして。

○樺葉夫君 政府はちよつと、おられ
ますが、今の問題、これは、あとも
いいようなものですけれども、話のつ
いででありますから、この機会に、こ
ういふ衆議院の修正並びに条文につ
いて、どういふふうな審議会の構成にしな
ければならぬとお考えになりますか。

○政府委員(松尾金蔵君) 衆議院にお
きましての付帯決議の趣旨は、もちろ
ん十分尊重いたしまして、運用する場
合に考へていきたいと思ひます。ま
た、事実問題といたしまして、このよ
うな法律の運用にあつては、当
然消費者代表、また割賦販売に關係の
小売商の代表、その意見を十分取り入
れなければならぬことは、いわば當然
のこととございします。私も、特に
そのよう御発言を待たずして、当然
そういうつもりであります。消費者代
表、小売商代表、あるパーランスをと
つて入れるつもりでございます。

○吉田法晴君 一点だけお尋ねして
きたい。
衆議院の修正をしていただきました
委員の方、おいでいただくのもこの機
会しかないと思ひますから、一点だけ
お伺ひいたします。
それは、前払い式月割賦販売の場
合、動産といひますか、品物が消費者
に渡される前に全部払つてしまわな
ければ、所有権を移転しない、こういう
ような規定になつておつて、民法の動

産の即時取得の重大な例外になつてい
る。そういう点では、法理的にも問題
がある。それからほかの商慣習を見て
おりますと、大体半分ぐらい払えば、
所有権を移転するというのが実情じゃ
ないかと思ひます。これを詳しく述べ
るひまはありませんが、それを、全部
払わなければ所有権を移転しないとい
うのは、私は特例中の特例と思ひ。そ
の点についての御議論があつたよう
ですが、この点は修正されないので、前
のままになつてゐるのは、どういふ理由
であつたのか、そして修正された中
村さんに、その点一つ御説明いただ
きたい。

○衆議院議員(中村重光君) 御質問の
点は、前払式割賦販売ということより
も、むしろ個別割賦販売の第七條の所
有権移転の留保ですね、これの推定と
いうことに、むしろ問題がある、この
ように考へるわけでありまして。

前払式割賦販売といふことになりま
すれば、両者がこれを契約いたしました
で、代金の全部または一部というのを
前払いするわけでありまして。現在の割
賦販売が伸びておるといふ状態の中
で、よほど購入者に好条件がない限
り、品物を引き取る前に、わざわざ代
金の全部または一部を購入者はほとん
ど品物をもらふという購入者はほとん
どないと思ひます。私たちが前払式割
賦販売を特に問題にいたしましたのは、
この大企業といふゆる系列下の業
者といふものが、好条件をもつて消費
者に、中間経費を除いて消費者に安く
品物を売る。消費者は、なるほどこれ
は安いものが入りますので非常に喜ぶ
わけでありましてけれども、個別割賦販
売の中小業者といふものが、そのため

に痛めつけられるということで、前払式割賦販売の場合を心配をいたしまして、先ほどの修正に触れたのでございす。所有権の問題は、前払い式割賦販売は、そのような前提条件がございすので、私も大して問題にしませんでした。むしろ第七条の所有権の留保の推定というものは、御指摘の通り、私もそのように考えるわけでございす。まあ判例からいたしまして、まだはっきりとした所有権留保の推定が、これが正しいというような確かな判例が出ておりません。また学説も二分したところなのでございす。従いまして、特にこの条項では、所有権留保の推定ということが書かれております。このことを私もどなたもが厭味いたしません場合に、やはりここで販売契約が成立をした、その金は、あとで払うか、金はどいう形に払っていくかという、そういうことは方法論の問題であって、すでに販売契約が成立したときに、所有権自体は購入者の方に移るというところに見なすことが正しいという議論が行なわれる。いや、そうではない、やはり金を払ってしまわないのだから、その品物を購入者の方に移してしまおうというの、これは途中であるとか、あるいは代金完済後であることの方が正しいのではないかとというような、もうもろの議論がされたわけでございます。しかしながら、あらゆる角度から検討いたしましたして、所有権留保の推定は、原案の通りこれを認め、行政指導等において、十分この点に問題が起らないようにやってもよろしい。こういうことで、先ほど申し上げました第四條の書面の交付の中において、これを明確にしておる、こういうこと

で、トラブルを起さないようにしていくということがよろしいのではなからうかと、こういうことで、実は落着いたのであります。

○委員長(朝木幸弘君) 別に御発言もなければ、衆議院の修正案提出者に対する質疑は、これにてとどめます。本案の質疑は、次回に譲ります。

○委員長(朝木幸弘君) 次に、原子力損害の賠償に関する法律案、原子力損害賠償補償契約に関する法律案、以上二案を一括議題とし質疑を行ないます。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○吉田法晴君 時間が十分ございませんで、要領よく答弁をしていただきたいと思ひます。

問題の第一は、この前参考人、来ていただきましたときの問題になった原子力災害の範囲の問題に対して、アイソトープによる災害については、この法律の範囲外だと、こういう御答弁があったわけですね。これについて、どういう手当をされるつもりであるのかまづ伺ひたい。

○政府委員(紅文吉君) アイソトープにおきまして、はりましたと申し上げましたのは、まだ第三者損害というものが考えられない国内における使用状況でございまして、そのときはいろいろ損害につきましては、普通のやはり民法上の不法行為等の場合ならは、もちろんその通りでございまして、民法上の適用でいくということに相なると考えております。

○吉田法晴君 これは後発性の症状、それからいわゆる遺伝的なもの、それからこの前の一柳参考人の言われた土地建物の汚染等、そのときに事故が起ったけれども、被災の状況が表に出ないもの、こういうものと関連をいたしますからお尋ねをしたわけでありまして。たとえば白血病なら白血病になるということであれば、これはあとからおくられても、そのときに、とにかく発見されたということの問題になると思ひますけれども、そういう現われにくいところの、あるいははずと後になつて現われる、あるいは被災は十二レム前後である。そういうものを、災害として認めるかどうか、こういう問題と関連をいたしますので、それらを含むという点は、これは直接損害であらうと、間接損害であらうと、全部みろということですから、その抽象的表現では差しつかえはないわけですが、それらを、それは損害の範囲に入れるのだ、問題のありまるところを入れるのだという点を解釈法規と申しますか、あるいは政令で入れるとか、疑いなくようにしておかなければならぬと思ひますが、そういう措置について、どういう工合に考えておられるか。

○政府委員(紅文吉君) ただいま、いろいろ例をおあげになりましたのでございまして、それらの場合等、確かに原子力災害の範囲として考えなければならぬ例ばかりでございまして。今後原子力災害の種類あるいはその評価等をいたしますために、原子力委員会におきまして、現に発足しております原子力災害補償部会というのがございまして、その補償部会の議題といたしま

して、十分に検討して参りたいというふうに考えております。

そして、もしもその検討の結果、おそらくはその範囲として入るとは予想されますが、入るといふことでございましてならば、その際に、はつきりと解釈を確立するような措置を講じたいと考えております。

○吉田法晴君 その措置は、どういう方法でやりになるかということをお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(紅文吉君) その措置につきましては、本法を施行するにあたりまして、施行のための政令を出さなければならぬというものが、第一の問題でございまして、その施行政令の中に載せるとか、あるいは、この施行のための規則を詳細にわたつて規定しなければならぬ問題がございするから、その規則の中に載せるというような方法を取りたいと考えております。

○吉田法晴君 第二の問題は、因果関係の問題ですが、事故があつた場合、あるいは事故その他のとにかくオッカランスといわれるような事態があり、それから今問題にいたしました広範囲の災害があつた場合に、その原因と事故、それから事態を含みまして、原因と結果との間には、因果関係の推定がなかなか困難だと言われましたけれども、これを法上推定をするなり、あるいは擬制をするなりということが必要だと思ひますが、その推定なり擬制の措置は、どこではつきりせられますか。今のような、あるいは政令なり規則でやられますか、その点が無過失賠償責任の中での重要な要素だと思ひますが、その因果関係の推定なり擬制を

どういう方法で法上はつきりされるかという点を承りたい。

○政府委員(紅文吉君) たとえば放射線の障害でございまして、これは放射線を何レム以上受けた場合には、そのための損害として、症状には現われなくても、当然に後発あるいは続発等において、そのような症状が現われるということとは考えられますので、たとえば何レム以上受けたものにつきましては、当然にその間に因果関係があり得る、その後病気をしたというやうなことがございしましたら、当然に、その何レム以上受けたことによるのだというやうな推定を立てるといふやうな方法を取りたい。それは同じく規則等において、当然にたわなければ、客観的なことに相なりませんで、そのやうな措置はとるといふことをお答え申し上げておきます。

○吉田法晴君 先ほどあげました中で、この前の参考人の口述の中にも出て参りましたけれども、土地、建物の汚染等は、これは含まれるわけですね。

○政府委員(紅文吉君) もちろん含まれると考へます。人的のみならず、物的ということも考へております。

○吉田法晴君 第三の問題は、補償の第一が責任保険、そして保険でカバーできない理由に基づくもの、あるいは事案については補償をする、あるいはことですが、自動車損害賠償保険等を見ますと、保険会社が、これは国内のもの、あるいは再保険を含みまして、保険でやはり一応償をしないようにな定をすると思ひますが、原因、それから因果関係、それから責任の範囲、こういうものを一応査定をするん

だ、そのことが、国の補償も、いわば責任保険を補償するような直接の形になつてゐるだけに、それが国の補償に影響を及ぼさないかということが心配されるわけだ。そういう心配はないとおっしゃられますか。あるいはその範囲等について、政府の補償が万全を期せられるように、どういう工合に補償の完全についてされますか、承つておきたい。

○政府委員(紅文吉君) ただいま御質問の要旨は、補償と保険との関係というふうに受け取つてよろしうございませうか。——もちろん補償と保険というものは、相関関係は十分にございまして、ございませうけれども、補償ということとを考えた場合は、保険の穴埋めということとでございませうから、たとえば地震、噴火等によるところの原子力損害、あるいは正常運転によるところの原子力損害等とでございまして、いわゆる保険の対象外にされてゐるものについてのみ考えます。しかしながら、その間の相関関係を申し上げましたのは、保険の関係をにおきまして、いろいろの要素を取り上げておられます。そして、この要素については、これは会社内の秘密事項に属するようございませうけれども、この要素については何点か、この要素については何点か、従つて、このような保険料というものがかけられる、ということに相なつておられますから、その要素に当たるものにつきましては、また従つて保険金額の支払いというものは当然になされるというふうに考えられます。それと同じような要素について、やはり補償料においても取り上げていくというふうに考えておられます。

従ひまして、相関関係であると同時に、それは補完の関係を相なるというふうに考えておられます。

○吉田法晴君 一般的な問題じゃなくて、保険が免責事由とした後発性障害であるとか、正常運転であるとか、そういうものを国が補償するというのは、わかつてゐるのです。そうじゃなくて、保険が一々査定をいたします。あるいは因果関係とか、責任の範囲について、保険がかりに査定をして打ち切つたとしても、政府は、その保険が全部カバーできないものは独自に調査をする。そして、その全損害について補償をするという責任をはっきり負うか、こういうことです。

○政府委員(紅文吉君) これはどうも、私の受け取り方が少し足りませんが、やはり保険会社にまかせる——査定はすべてまかせるといふことはいたしません。で、原子力委員会の損害補償部会におきまして、平素からいろいろの要素を取り上げて、その評価等を行なつておいて、そして万一の場合に備へるという措置を講じます。同時に独自の調査をいたすこともいたします。またこの場合に、紛争等が起りましたときには、この法律の規定しておりますように、紛争審議会なるものも設けまして、そこに特別委員等も任命いたしまして、災害の査定等を行なうというところに相なつておられます。

従ひまして、保険会社にまかせつきりというようないふたさはない。だがしかし、あくまでも、それは保険会社に、政府側から要求をして出させるというようないふたさはない。第一的には講じます。どうしても保険のみるもの

でない、その境界線であつて、見るべきものでないというようないふたさはない。では、やはり補完の関係をあるところの補償契約によつてみる、国がみることというようないふたさはない。

○吉田法晴君 そういたしますと、今の場合には、保険でも、保険の対象になるものについては、範囲その他についても完全を期させるが、——それが第一。もし保険で全部カバーできないければ、独自調査した範囲について、政府が補償するということですね。

○政府委員(紅文吉君) その通りでございます。

○吉田法晴君 次の問題は、補償の基礎です。補償料の算定については、全然規定なりが今まで述べられたこともございませうが、どういふふうな計算をされ、そして補償に万全を期せられるか。

○政府委員(紅文吉君) 補償料の算定基礎といたしましては、まず第一に問題になりますのは、原子炉の型式でございます。形式でございませう。それと熱出力、またその用途、たとえば研究用であるか、発電用であるかといふような用途、あるいは核燃料を、いろいろな燃料を用いますので、天然ウランの燃料であるか、あるいは濃縮ウランの燃料であるか、あるいは核燃料の核的な、あるいは熱的な特性といふことがございませう。その特性、あるいはその施設の総体的な危険度といふことを考えます。また次に周辺人口の密度、動産、不動産の価格、あるいはその気象条件、河川、湖沼、地下水など、その施設のいわゆる立地条件、また三番目には、運転及び保安に関する事項、これは保安規定等を設けており

ますけれども、その保安規定の内容等につきまして、また廃棄物処理の方式、廃棄物はどのような処理の仕方をするかといふようなことを要素として取り上げまして、保険の料率とも十分に相関関係を持たしつて決定していくというところでございませう。

○吉田法晴君 そうすると、問題は補償の性格にもなりますが、補償料をとつて、いわば国がやるけれども、保険的な性格なのか、それとも、補償料は手数料みたいなもので、それで填補すべきものは、補償料のいかににかかわらず填補すべきものか、本質は、国の費用で損害の全部をまかなう、という、補償の性格とも関連をいたしますが、その点はどういふ工合に考えますか。

○政府委員(紅文吉君) これは国家保険的といふふうに御理解いただければいいかと思ひます。と申しますのは、先ほど申し上げておりますように、保険の補完でございませうから、保険と全然離れたところの制度としては考えておられません。従ひまして、私企業によるところの保険、それから国家によるところの保険といふふうに取り扱つていきたいといふことでございませう。

○吉田法晴君 そういたしますと、これはまあ事故が起らないことに、災害が起らないことに最善の努力をする。そのための措置、体制等について最善を期していただくように、この問題については一番最初にもやつたわけですが、万一あるいはその確率が一千万分の一であつても何百万分の一であつても、その場合にも心配はないのだ、完全な補償をするのだ、こういうことで、事故が起らないように

という体制として損害賠償制度ができてるわけですが、ところがその様相を考えますと、深刻にして広範、それから直接間接損害、あるいは間接損害の中の精神的損害もあり、あるいは一番最初に申し上げました道徳的なもの、後発的なもの、あるいは人間あるいは物を含めて相当潜在的なあれもあり、それから給付金についても、一時金で済ませられるようなものでもない。そうすると、保険、補償を一本に

して、保険は民間が補償する、あるいは補償関係は国がやる、こういうことになしに、一本で、あるいは公団でやるのか事業団でやるのかわかりませんが、国が全責任を負うという体制で、しかもあるいは五十億をこすかもあらん、可能性については、一兆円もこすという確率も例としては出てゐるわけですが、それからそれを長期にわたつて給付しなければならぬものもあるといふことになれば、民間保険、あるいは国の補償といふものも保険的な性格を持つておるといふならば、一本にして、補償体制の万全を期するといふことが私は当然出てくる構想だと思ひますが、いかうに考えられますか。

○政府委員(紅文吉君) 確かにお説のように、なるべく補償体制は單一化するといふことは当然のこととでございませうけれども、ただいまのところ、日本におきましてところの保険の能力といふものが限度がございまして、英国の方へ大部分再保険せざるを得ないといふような状況にございませうので、そこで英国の保険事業としましては、やはり私企業の体制でございませうから、日本における保険会社との結びつきといふことを考えておられます。

○政府委員(紅文吉君) 確かにお説のように、なるべく補償体制は單一化するといふことは当然のこととでございませうけれども、ただいまのところ、日本におきましてところの保険の能力といふものが限度がございまして、英国の方へ大部分再保険せざるを得ないといふような状況にございませうので、そこで英国の保険事業としましては、やはり私企業の体制でございませうから、日本における保険会社との結びつきといふことを考えておられます。

○吉田法晴君 法案の制度を、完全なものでないということはお認めになつたようですが、この点については池田大臣、担当大臣、これはだれが考えてみて、これで万全だとは言えないのですから、今後の体制、制度の問題については検討をする用意があるかどうかお答えいただきたい。

○國務大臣（池田正之輔君）御承知の

ように、放射線障害につきましては、これはいろいろな場合がございますし、また先般来しばしば問題になりましたように後発性の障害でありますと

か、それから病気の多様性でありますとか、それから遺伝というような影響とか、それから特殊性があり、また放射線障害を業務上生じたものであろうと

いうようなことや、それから放射線の被曝によって起こったものであるかどうかということも、その関係の程度や療養を要するものかどうかというよう

なことにつきましては、認定上かなり困難な問題があるわけでございます。これらの特異性に対処するためには、これは当然放射線障害の認定権者の補佐機関をつくらなければならないと、我々内閣府としては、

かに健康物理学でありますとか、あるいは放射線衛生医学でございませうとか、そういう総合的判断を可能とする

態、つまり健康状態等に関する過去のいろいろなデータですね、これを記録いたしました。被曝量と、これを関連

○吉田法晴君 読み上げる資料が違つておりますよ。

○國務大臣(池田正之輔君) それから国際条約につきましても、先般来、この間も国際条約についての會議がございましたが、これはこれからしばしば開かれるであろうところの會議におきまして、各國がこれと緊密に連なり進んで、

まして、各国がこれを眞意和究を迫る

ておりますので、十分わが国といたしましても考慮し、これに対応していくという体制はとつていきたいと、かように考えております。

●吉田法晴君 これは保険とそれから
保険でカバーできないものは国が補償
するということになっているが、範囲
は広範囲にして深刻、しかもそれを国

が全消見る。しかし第一次は保険が見るといふことになっているならば、民間の保険と国の補償制度とを一本にして、一時金でなくて長期給付等も必要

これはこれで認めるけれども、今後補償制度の点については、金額もありま
すが、さらに万全を期するために検討
と申す用意があるかどうか、

をかける用意があるかといふことがいふこととを聞いてゐるのであります。

○国務大臣(池田正之輔君) 御承知のように世界各國におきましても、また日本におきましても、寺と民間採金とを

日本におきましては、戦後、民間保險が、大體主体としてやっております、また考えられているわけであり、また考えられているわけであり、それでなおかつ足りない部分については、國家がこれに對して當然できる限りの補償ないしは

○吉田法晴君　原子力局長なり政策課長なり、あなたのスタッフは、足らぬところがあつて、もつと改善すべきであると言われるのだから、それを認めて鋭意研究努力すると言われれば、これはあなたの答弁にはなるが、（笑聲）質問と答弁が一緒にならないのですが……。

次の問題は、いわゆる延長の制度に

よってカバーすべき部分ですが、巨大地震、噴火等自然災害、あるいは動乱に対しては、これは免責条項になっておりますから、原子力事業者の責任

は開かれた、これは国も保険もカバーしない、補償しないということになっておりますが、ただ災害の拡大の防止に努力するとか、あるいは救助について

勢力をすること、これは天災の場合の災害救助と本質的には法的な性格も変わらないし、それから措置について、今までのようなあるいは毛

てるとかというよりな従来の救助措置ではいかぬ部分が相当にあると思われるが、この救助なり災害防止の方法について、どういふふうな今後を考へ、

あるいは法的な措置をされていこうとしているのか、その点をお伺いしたい。

（政府委員（林文雄）） ながいさの御質問は第十七条と第三条との関係が一つございます。そういう場合はもちろん災害救助法の御指摘の通り発動がござい、普通は災害と違ひまして、

相當に災害が長期化して参ることもございますので、そのような場合には単に一時的に金を、一時金を渡すとか、

○吉田法晴君 長期療養を含んで災害救助法といわれますが、それはたとえば災害救助法の特例でいかれるのか、あるいは原子力損害賠償法の中に規定せられぬとすると、どこでとにかくそういう具体的な措置をきめていかれるのか、あるいは誓、い、か、れるのかと

の力があるに過ぎない。たまたまの力

○政府委員(枉文吉君)　やはり災害救助法の発動においても足りない、また長期療養の措置等をいろいろ考えて参

が、それらの補償をいたしまして、やはり特別の立法が必要であるというよりなことにも相ならうかと思ひまし

てそのよりな隣にはやはり当然にす
た立法措置を講じまして国会の御賛成
を得なければならぬというふうに考え
ております。

くとも国の補償と同じ程度にはやりたい——これはこの原子力損害の対象である国民、それから原因については、この異常な云々というのをすくなく

この異常な云々といふのは、その点からいへば同じであります、その内容については、補償といいますが、国が起

害の防止について最善を尽くし、心配をかけないという精神からいえば、補償とこれは近いものになるだろうと思うのですが、その点はどうですか。

てきているような状態でございます。しかし、だからといって、こういう法律案を皆さんに御審議を願う場合に、われわれの態度といたしましては、当然にこれはあらゆる場合を想定して事態に即して、今後、不備な面もあるかもしれないけれども、そういう

うよゝな直はとんとん御指摘駈えわ

は、これをほとんど修正し、つまり事態に即した賠償、そして一人の被害者もなくする、つまり、泣き寝入りをなくする、国家が救助の手を差し伸べるべきである。この精神で、三、

○政府委員(紅文吉君) ただいま精神について大臣からいろいろ申し上げましたのでございますが、吉田先生の御

常、巨大なる災害の場合におきまして、
も、国は特別立法等をする際には、当
然にこのただいま御審議願っておりま

いたすべきだと考えております。

○吉田法晴君 次の問題は紛争審査会ですが、紛争審査会の構成なり機能、それらの点について構想、考え方があ

るならば承りたい。

○政府委員(紅文吉君) 各界におけるところの権威者、すなわちたとえば医学界から、あるいは基礎物理学界から

ら、あるいは原子炉の権威者、それからあるいは法律問題もございますので、法律学者であるとか、いろいろな方で、法律学者をお願いいたしまして、方々に審査員をお願いいたしました。

そうしてこの法律に書いてございますように、原子力損害の賠償に関する紛争についての和解の仲介、あるいは必要な原子力損害の調査、評価等を公正、妥当にやつてもらふという考えでございます。

○吉田法晴君 最後に、一番問題の賠償の補償とそれから労災の問題です。従業員は災害の問題です。——いや補償じゃない、援助の問題について、援助の性格は、参考人に伺いましたときに明らかになりましたように、これは法的な責任ではないわけです。そうすると、法的には救助と大して変わらぬ性格を持つておるのですが、それを先ほど長官から言われたように泣き寝入りさせないように、完全に補償をしないものと近からしめる、こういうことになりまして、言明だけでなくて、実際にそれが完全に補償されるに近しい具体的な体系を作つておかなければならぬと思ふのです。一番いい方法は修正をすることでありまして、修正ができませんとすれば、修正が間に合ふとすればそれにかわるべき制度をちゃんと作つておかなければならぬと思ふ。補償部会のところでありまして、あるいは法案を推進してこられたところでは、国の補償とすべきであつたのですが、五十億で補償が切られた。そこで国会の議決と、それからその議決によつて権限を与えられた政府が法律の目的を達成するため必要があることを認めるときは、その権限の範囲内で行なうものとする、こういうことになつておる。それでもなお足りない心配があるから、委員会から意見書を出すことができる、こういうことになつておるわけでありまして、しかしその

意見書というものは、これは法律的な拘束はない。あるいは制度的な拘束はない。そうすると損害の金額について、あるいは賠償の支払い計画について、その他損害の全部が補償を支払われるに近しいように態勢を整えておかなければならぬと思ふのですが、これは最初からの課題でありまして、どういふように考えてこられたか、承りました。

○国務大臣(池田正之輔君) 吉田委員の御心配になることは、これは当然でございます。ただいまの御趣旨を体しまして、十分に施行、政令等に盛り込んでいきたい、かように考えております。

○吉田法晴君 具体的に政令に盛り込む内容は、どういふように考えておりますか。

○政府委員(紅文吉君) やはり意見書につきましても、たゞは被害の総額でございまして、あるいは災害の状況について、明細な事項等につきましても、当然に盛り込まなければならぬ、その意見書には一切書かれなければならぬというふうな規定の仕方をしたいというふうに考えております。

○吉田法晴君 この総額については、おそろく項目別に出されるだろうと思ふのですが、その賠償の支払い計画についてはどうですか。

○政府委員(紅文吉君) 支払い計画につきましても、今後やはり検討をしていき、具体的にしておきたいという考えです。

○吉田法晴君 法案審議を始める前に伺いましたところによると、国会の議決によつて政府に属される権限の範囲内で具体的になされる財政的な措置と

はどういうものかということ、これは私、尋ねましたところが、予算措置、あるいは財政投融資、あるいは一般市中銀行の金融あつせん、こういうまあ説明を聞いた。これは衆議院段階で説明をされたわけですが、財政的な融資だとか、あるいは一般の市中銀行の金融あつせんとかいふものは、これは借りる金をあつせんする、国が責任をもつて出すというわけでありまして、それはまあその例として、一億を越した場合とか、あるいは万を越した場合に云々という話がありました。それは原子力事業者が保険の担保を含めて事業主が支払い得る範囲内であれば、その支払い能力があるいは担保能力を越す、あるいは補償を越した分でありまして、当然にこれは予算措置でなければならぬと思ふ。

その予算措置がどれだけの災害に対してこれだけの金額になる。その支払い方法は、どういふ明細がはつきりしてなければならぬと思ふのですが、それは予算措置のみを中心にして、今のような支払い方法が意見書に出、それが国会の議決になるだろう、それから政府の予算になるだろう、こういうふうに考えられておりますかどうか、どうですか。

○政府委員(紅文吉君) その通りでございます。

○吉田法晴君 最後に、労働者の災害補償問題ですが、この法律によつて労働者にまかされておる。で、労災でまかなえないだろうというところは、これは科学技術庁も、それから労働省も、これはお認めになったところですが、で、問題は認定の基準の問題、それから

因果関係の推定あるいは療養の問題、それから予防を含めて治療、療養の内容、その療養について万全を期するための態勢、態勢については若干の間触れました。特に放射線障害を含んで原子力災害を職業病の中に入れるかどうか、その職業病の中に入れる範囲、それからその補償の問題、これは労災補償保険に連関があると思ふのでありますが、その問題、特に後発性の障害、あるいは無精子になるとか、あるいは奇形児が出るとか、こういう問題については、今の労災ではもちろんまかなえません。それらの点をどういふ工夫にするか、ここで具体的な問題点と、問題点解決の方法を明らかにしていただかなければ、私どもはにわかにはこの法律に賛成しがたいということも申し上げてきたわけでありまして、打ち合わせられての結果を一つ御発表願いたい。

○政府委員(紅文吉君) 労働省の方から次官もお見えになつておりますこと、でございますから、お答えを願うのが本筋だろうと思ふのでございます。あとでお答えをいたさうかと思つておりますが、私の方をいたしましては、やはりただいまおあげになりましたような道徳的影響等につきましては、現行の労災において取り上げることとはできませんので、そのように点につきましては、今後いかように扱うかということにつきましては、十分に労働省との間に打ち合わせを遂げて、そうしてそのような災害につきましても、従業員災害につきましても救済し得るような措置を検討して参りたいというふうに考えております。

○説明員(村上茂利君) 私ちょっと御質問を拝聴してございまして、的違ひの答弁になるかとも存じますが、労災保険ではないわば労働者のこうむりました所得能力の損失を填補するといふ制度でございます。従いまして、労働者が被曝いたしました、業務上の疾病等と解せられるような状態になりました場合には、労災保険によりましてその療養補償を行なう、で、なおるまで長期にわたつて給付をするということになります。遺伝とか、胎児とかいふお話があつたようにございまして、この問題につきましても、当人の労働者自体のこうむりました労働能力の喪失度合いに応じてした所得能力の減少した部分を填補する、こういう制度でございますから、この何と申しますか、生殖能力の減耗であるとか、胎児の問題が所得能力にどのように影響したかといふことは、労災保険法の建前から申しまして、にわかには採用するということには、理論的にも非常な困難があると思ひます。

○吉田法晴君 労災に連関いたします問題に入る前に、労災と認められない被曝の何といふか、三レム以上でしたか、被曝について、これは団体交渉の範囲内ですが、合意に達し、理事長に提出をしてあるという問題、それから今のこれは無精子云々という点は労災に連関をいたしますが、これはあとでやりますが、労災ではまかなえないものがあるだろうという点は、この前の参考人のあれからいっても、それから今、労災補償部長の話からいっても、あれであります。それらの点についてはどういふ手当をするつもりなのか、労災に連関する以前のもの、ある

いはその以外のものについて伺いた
い。

○政府委員(紅文吉君) たいまおあ
げになりました三レム以上被曝したも
のにつきまして、どのような措置をと
るかというようなことをごさいます
が、これは日本原子力研究所におきま
して、そのための研究の会合を持って
おります。その会合を持っておりま
す。また正式に日本原子力研究所の方
から私の方へ連絡はございません。し
かしながら、組合等その他から聞くこ
ろによりまして、そのような際
には、やはり予防措置として金銭の給付
等が必要とするのではないかといた
うなことでございしますが、これは今後
とも検討していくべき問題であらうと
いうふうに考えております。

○吉田法晴君 一つ答弁を落としまし
たのは、無精子、あるいは胎児、ある
いは子供等の奇形云々という点は、こ
れは労災の範囲に入りにくいところ、
あるいは越すところ、それについては
どういう態度でありますか。

○政府委員(紅文吉君) たいま御指
摘になりましたところの点につきまし
ては、今後十分に検討はいたして参り
ますけれども、ただいま具体的措置と
してどのような措置を講ずるか、また
講ずる考えであるかということをごさ
いますけれども、残念ながらこのよう
にするのだというところをお答するま
でに至っておりません。

○吉田法晴君 それは従業員の原子力
の災害補償について今後検討するとい
うことでそれは了承いたします。

労災法に關連する部分であります
が、問題はこの前、あるいは参考人に
来ていただいて論議をいたしました

ところ、大体労働省も御承知というこ
とです。大綱については打ち合わせら
れた上で、こういう点に問題がある、
それから大体こういう方向でいこうと
いう点については、科学技術庁と労働
省とで相談になって、大体合意に達し
たと、こういうふう聞いておる。文書
は、「原子力関係従業員災害補償につ
いての問題点」というものでいた
てております。それで、これらの点につ
いては、少なくとも、ここまでは道
的な影響、胎児に対する影響等を含ん
で相談をされたと思っております。だ
から少し今の労働補償部長の答弁は、
これらの点について打ち合わせられた
云々という点からいへば、不満足のと
うであったのでありますが、これは後
刻相談をしていくということで了承を
いたします。

労災に直接關連をいたします部分
は、職業病の範囲あるいは労災の範
囲、それと放射能といいますが、ある
いは原子力災害との関係、これはその
範囲として塵肺とも関連がございま
す。労災の範囲をどこまで広げるかと
いう問題が一つ、それからその点につ
いて範囲を拡大しなければならないとい
う点はお認めいただいておりますと思
うのです。そうしますと、あの因果
関係の推定について、この間お話が出
ておりましたのは、事故あるいは放射
能の放出等があれば、平生記録をして
おいて、その放射能なり事故あるいは
事態、こういうものと災害との間に
は、因果関係論証の方法が困難であつ
ても、それは因果関係があるものと推
定をしなければならぬ、あるいは法律
上認定をしなければならぬ、こういう

問題があるわけです。それを法上はっ
きりすることの一つ。

それからもう一つは、療養と休業補
償といいますが、生活の保障につい
て、これは職業病あるいは塵肺その他
についても、労災部長は、これは個人
の意見かもしれませんが、足り
ない点があるんじゃないかなうかと
いう疑問は、この前御表明をいた
しております。労災補償保険制度との関
連もありませんが、後発性あるいはその
深刻さ、それから長期療養を要する。
療養の方法にしても、今まで通りの療
養であつてはいかぬ。これはほかの職
業病あるいは塵肺等にもあるかもしれ
ませんけれども、きまつておる。榮養
だけをやっておるというだけでは工合
が悪い、あるいは輸血をしなければなら
ぬといったような事態もある。そし
てしかも、それが範囲が今までよりも
広がるのが考えられると一緒に長期
的に生活の保障問題について、もっと万
全を期さなければならぬ、こういう問
題があると思ふのですが、それらの点
について、認定基準の問題でありま
す。どういうふうな検討をし、それか
ら万全を期する御決意であるか、御用
意であるか、それを承りたい。

○説明員(村土茂利君) 幾つかの点が
ございまして、まず第一に、職業病
としての範囲という点からの御質問が
まず第一でございます。職業病と申し
ますのは、法律用語としてははっきり
いたしておりません。従来業務上の疾
病の中で災害性の、突然の災害により
まして病気になるという災害性の疾病
に對しまして、長期間特定の有害な職
場で働くことによつて生じますところ

の業務上の疾病を職業病と言いならわ
しておるのでありますが、現在の労働
基準法の施行規則の第三十五条に、第
一号から第三十八号までの疾病名を掲
げておりました。将来新しい職業病が
起りまして、全部これを網羅でき
るような形になっております。従いま
して、日本の場合は職業病の範囲が狭
いじゃないかというのは、これは誤解
でありまして、むしろイギリスとかド
イツとかフランスの場合は、職業病を
法律上限定列挙しておりました。しか
も、その疾病名と発生場所、特定の職
場といったようなものを限定的に列挙
しておりましたので、新しい職業病が起
きた場合に、そのつど法律を改正しな
ければならぬ。非常に手続上困難が生
ずるわけでありまして、日本の場合
は、労働基準法施行規則の第三十五条
に網羅しておりましたので、新しい職業
病と考えられるものが発生いたしました
ても、この規定によりまして処理する
ことができるわけでありまして、すでに
原子力災害につきましても、労働基準
法施行規則の第三十五条第四号の規定
によりまして、「ラヂウム放射線、紫
外線、エックス線及びその他の有害放
射線に因る疾病」という疾病が業務上
の疾病になるというところを掲げてお
りますので、当然業務上の疾病として災
害補償を受けることができるわけであ
ります。ただ問題は、その場合に業務
上であるかどうかという因果関係の判
断の仕方でございます。原子力のみな
らず、職業病につきましても、その因
果関係が非常に困難なるものが数多く
あります。先生御承知のような肺
などもその一つであります。漸次、

専門医師の協力を得まして、その医学
的な因果関係を明らかにしたい、こう
いうことで努力しておるような次第で
ございまして、この原子力災害につ
きまして、今回の法案の成立を機とい
たしまして、われわれといたしまして
は、さらに業務上の認定基準をより明
確なるものにいたしたいというふうに
考えておる次第でございます。

次に、御指摘の点では、補償の程度
が足らぬんじゃないかという意味のお
話でございますが、私どもといたしま
しては、疾病にかかった場合の療養補償
の問題につきましては、これは各国と
比較いたしまして、何ら遜色はないの
であります。必要な療養をなせるま
で継続して行なうという態勢は労災保
険法でできておりますので、これは各
国に比較いたしまして、いささかも劣
るものではありません。

それから休業補償の内容が低いの
じゃないかという意味の御指摘があり
ましたけれども、これもドイツやフラ
ンスその他と比較いたしまして、ま
た、ILOの条約の基準と比較いたし
まして、これは決して劣るものでは
ございません。

ただ問題は、遺族補償につきまし
て、一時金制度が多少問題になるとい
うことをこの前の機会に申し上げたの
でございますが、しかし、その問題
は、原子力災害のみならず、全産業、
すべての産業において問題になること
でございますので、先般来先生が御指
摘なさっておりますことは、私どもも
十分了解できるのであります。事柄
は全産業に關連する非常に重大な問題
でございますので、この際、十分慎重
に検討させていただきたい、かような

趣旨をこの前も申し上げたような次第でございます。今後、われわれといいたしまして、外国の法制等を参考にいたしまして、かつまた、経費を負担いたしますところの事業主の経済的負担能力なども総合的に勘案いたしまして検討を進めて参りたい、かように考えておる次第であります。

○吉田法曹 最後に、次官においておいておきますから、その件についてお伺いいたします。今の労働部長の答弁の中には、療養補償についてもあるいは休業補償についても、外国あるいはILO条約に比べてそう適色はない、こういうお話ですが、この前参考人に来ていただきましたときに、原子力従業員の災害補償を含めて詳しい金沢さん、それからこれはけい肺の方の専門ですから日本の労働補償制度についてもよく御存じで、あるいは国外の制度についても御存じで、その金沢さん等もはつきり日本の療養補償、休業補償の態勢が労働基準法あるいは労働補償法で十分であれば労働法にまかしていいんだけれども、不十分だから云々というお話がございました。そこで、補償部会の答申の中にも、やはり今までの労災では不十分だとはつきり書いてある。そこで原子力災害なりあるいは労働補償制度全般について、これは再検討をし、完全なものにし、あるいはさらに万全を期するいい機会だと思ひます。私もあつて決議をいたしたいと思ひますが、労働省として、この原子力災害なりあるいは一般的な労働補償制度の万全を期するために検討をする用意があるかどうか承りたい。

○政府委員(柴田栄君) 御指摘の点に關しましては、一応現状におきましてや満足すべきであるという考え方も当局としては持つておるわけでございますが、いろいろ産業の伸展に伴いまする災害に伴う補償の事情等からいたしまして、御指摘のような点は、さらに検討を要する点があるかと、われわれも認めざるを得ないのでございませう。特に長期給付あるいは遺族対策等も含めまして、安心して産業に従事していただくような規定を持つということはもとより当然でございませう。労働省といたしましては、積極的に検討を続ける覚悟があることだけを申し上げておきたいと思つております。なお、原子力関係の事業に關しましては、まあ今後非常に急速に発展してくる産業分野と考へますだけに、これに對しまする対策としては、できるだけ早期に的確な資料を整備して、対策に遺憾のないような進め方をいたしたいと、かように考へております。

○委員長(鈴木幸弘君) 他に御質疑はございませんか。——他に御発言がなければ、両案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○榊原夫君 私は日本社会党を代表して、先日來の審議の経過にかなりがみまして、次のような付帯決議を付して両案に賛成いたします。

附帯決議(案)

政府は、本法施行に當り、左の諸点の実現に努力すべきである。

一、本法の適用除外になつてゐる原子力事業の従業員災害については立法その他の措置により被害者

の保護に万全を期すること。

二、賠償措置額をこえた原子力損害に對する国の措置については、被害者を全面的に救済保護できるより遺憾なきを期し、特に原子力委員会が損害の処理・防止等に關し国会に提出する意見書については、被害総額は勿論災害状況を明細にすると共に、原子力委員会の意志を具體的に表示し、以つて国会の審議に資するよう措置すること。

以上を付帯決議として本法に賛成いたしますと思ひます。皆さんの御賛成をお願いいたします。

○川上為治君 私は自由民主党を代表いたしました。ただいま榊原委員より提案の付帯決議案も含めまして本法に賛成いたします。

○委員長(鈴木幸弘君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。原子力損害の賠償に關する法律案、原子力損害賠償補償契約に關する法律案、以上三案全部を問題に供します。両案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木幸弘君) 全会一致と認めます。よつて両案は全会一致を以つて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました榊原委員提出の原子力損害の賠償に關する法律案付帯決議案について採決いたします。

本付帯決議案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木幸弘君) 全会一致と認めます。よつて本付帯決議案は全会一致を以つて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、ただいま議決いたしました二案について議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願ひたいと存じます。

先刻の決議に對し池田科学技術庁長官から御発言を求められましたので、これを許します。

○國務大臣(池田正之輔君) ただいま御決議にあられたこの付帯決議の趣旨につきましては当然、ことにこの第一の問題、これは衆議院においても同様の趣旨の付帯決議がございましたし、私もこれは当然だと思つております。

それからまた第二の点につきましても、これまできわめて重要なことでありまして、これは先ほど質疑応答の際に申し上げましたように、施行、政令等において十分に検討し、これを万遺漏なきことを期したい、かように考へております。

○委員長(鈴木幸弘君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十八分散会

五月三十日本委員会に左の案件を付託された。

一、割賦販売法案(予備審査のため)の付託は二月二十四日